

## 第4章 公害苦情処理状況

### 第1 概況

公害苦情は、かつては工場、事業場に対するものがほとんどでしたが、最近では自分たちの身の回りに関する都市・生活型のものが増えてきています。

ごみの焼却による苦情のほか、「きたない」「うるさい」「臭い」といった感情的・心理的なものが大半です。

煙苦情については、野外焼却に係る規制が大きく影響しているものと考えられます。

表49に公害苦情件数の年度別推移を示しました。

表49 公害苦情の年度別推移

年 度 公害の種類	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
大 気 汚 染	16	24	19	22	14	17	18	17	19	12
水 質 汚 濁	6	10	11	9	15	12	10	5	11	9
騒 音	1	6	2	3	1	4	3	6	4	3
振 動	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪 臭	4	5	4	2	9	18	15	9	4	14
典 型 7 公 害 以 外	12	16	15	17	29	12	13	18	17	23
合 計	40	61	51	53	68	63	59	55	55	61

### 第2 公害苦情の発生状況

公害苦情は、電話で申し立てられる場合がほとんどで、発生場所は市街地が多く、被害内容は、直接的に健康や財産に影響を与えるものよりは感覚的なものが多い状況にあります。

なお、図29に公害苦情件数の地区別内訳を、図30に発生源別内訳を示してあります。

また、平成18・19年度の種類ごとの特徴は次のとおりです。

#### (1) 大気汚染に係る苦情

平成18年度は19件、平成19年度は12件と多くっており、内容は、事業場や一般家庭においてのごみ焼却の煙に関するものがほとんどでした。

黒煙の発生や臭気を伴う煙苦情の原因のほとんどは、ビニールやプラスチック類などの焼却によるものです。

原因者に対しては、県(大船渡地方振興局)と連携して、平成13年4月1日からの廃棄物処理法、平成16年4月1日からの岩手県生活環境保全条例による野外焼却の規制に基づいて、ごみの適正処理等の指導を行っております。

(2) 水質汚濁に係る苦情

平成18年度11件、平成19年度9件となっており、水産加工場等からの排水や、水路の原因不明の汚れ、油の流出等が主なものとなっております。

水産加工場の排水については、ほとんどが排水規制対象外事業場からのものであり、県(大船渡地方振興局)等の関係機関と連携しながら対応しています。

(3) 騒音、振動に係る苦情

騒音については、平成18年度4件、平成19年度3件となっており、振動についての苦情はありませんでした。

苦情の内容は、重機の使用に伴う騒音、事業場の設備から発生する騒音などでした。

なお、原因者に対しては、近隣等に十分配慮するよう指導しました。

(4) 悪臭に係る苦情

平成18年度4件、平成19年度14件となっており、悪臭を伴う野外焼却によるものや、生活雑排水・事業場排水からの臭いによるものなどでした。

原因者に対しては、適切な対応をとるよう指導しました。

(5) 典型7公害以外の苦情

苦情の中で最近多くなっているのが、典型7公害以外の苦情です。

平成18年度17件、平成19年度23件となっており、内容はごみのポイ捨てや不法投棄などが多くを占めています。

モラルの欠如や自分勝手な考え方が引き起こす問題で、現代社会の一面をのぞかせるものとなっております。

図29 地区別内訳

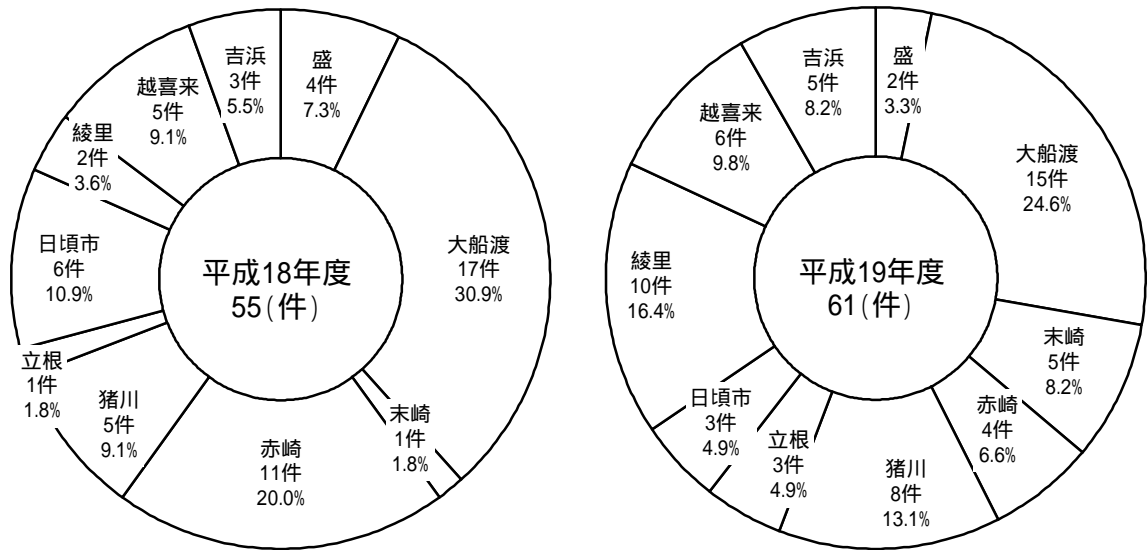
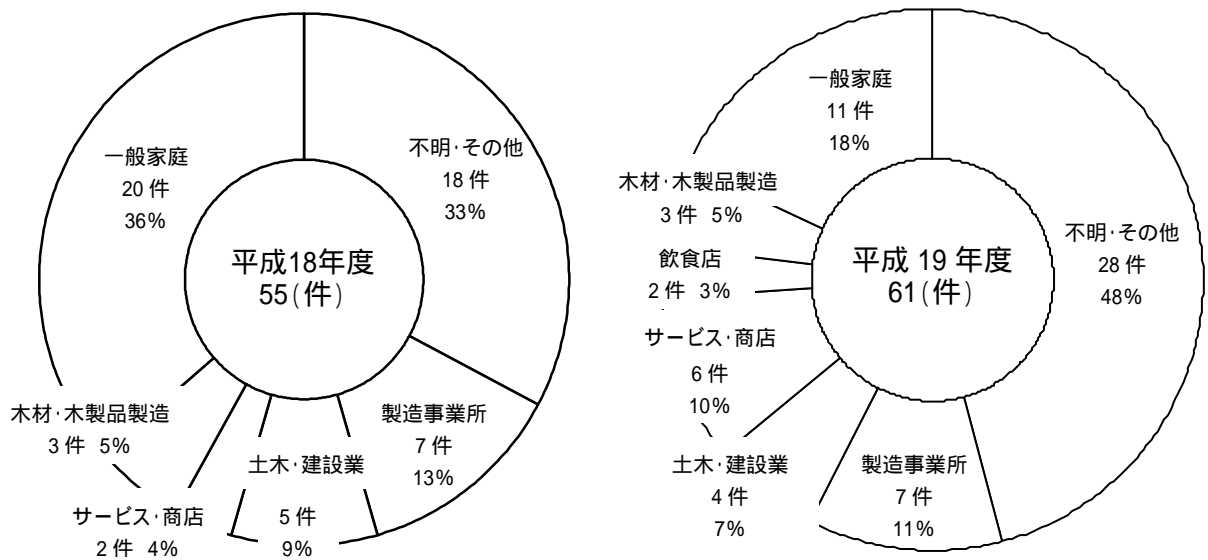


図30 発生源別内訳



### 第3 公害苦情の解決状況

公害苦情の処理については、被害者救済と公害紛争への発展を防ぐため、県（大船渡地方振興局）等の関係機関と連携した迅速かつ適切な対応に努め、指導及び解決にあたっています。

公害苦情の解決のためには、発生源者の努力はもとより、申立者、発生源者双方が相手の立場を理解し、協力しあうことも大切なことです。

平成18年度に受理した55件の公害苦情のうち51件は解決、4件は他の機関へ移送しました。

平成19年度は、61件のうち47件が解決し、13件は他の機関へ移送しました。なお、未解決が1件ありましたが、平成20年度に引継ぎをし、対応しております。

また、再発する公害苦情もありますが、解決を図るべく引き続き指導にあたっています。